

【オプトレ!】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第7条（本取引に関する 注意事項）	<p>5. <u>お客さまは本口座の開設および登録情報の変更の際に、「オプトレ!」への投資可能金額を、外貨 ex で設定された資産合計（年収と金融資産の合計）を超えて設定しないものとします。</u></p> <p>6. <u>お客さまが本口座の開設および登録情報の変更の際に、「オプトレ!」への投資可能金額を、外貨 ex で設定された資産合計（年収と金融資産の合計）を超えて設定された場合において、一定期間を経過しても適正な状態（投資可能金額<資産合計）に更新されない場合、お客さま保護の観点から当社の判断にて適正な状態に変更させていただきます。</u></p>	<p>（記載なし）</p> <p>（記載なし）</p>